

社会保険労務士事務所

## ソーシャルブライトマネジメント

154.0001 東京都世田谷区池尻3-28-5 COLUMN82-3F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <http://www.s-b-m.jp/>

## SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

## 留学生の日本企業への就職事情

(平成 29 年度法務省発表資料より)

平成 30 年 12 月号

## ◆外国人労働者の市場

現在、日本国内で働く外国人は 128 万人にのぼり、労働力の 50 人に一人が外国人であるといわれています。今回は、在留資格のひとつ「留学生」について、平成 29 年度における留学生の日本企業への就職事情が法務省の入管局より発表されましたのでまとめます。

## ◆留学生の日本企業への就職実態

「留学」等の在留資格から、日本国内企業への就職を目的とした在留資格の変更は、22,419 人が許可されています（前年比 15.4%増）。変更後の資格は「技術・人文知識・国際業務」が全体の 91.4%を占めています。

主な国籍・地域としては、約半数が中国で 10,326 人（46.1%）、次いでベトナム、ネパール、韓国、台湾となっており、アジア諸国だけで全体の 95.5%を占めています。

就職先の業種としては、非製造業が 81.1%、製造業が 19%となっています。非製造業では、商業・貿易（9.5%）およびコンピュータ関連サービス（7.7）が上位を占めており、製造業では一般機械および電気（共に 3.1%）が上位を占めています。

職務の内容としては、翻訳・通訳が最も多く 23.8%で、販売・営業（14.1%）、海外業務（9.5%）、技術開発・情報処理（6.3%）と続きます。

月額報酬については、20～25 万円未満が 47.3%と最も多く、次いで 20 万円未満（34.6%）、25～30 万円未満（10.3%）の順となっています。

就職先の企業等の資本金については、最も多いのが資本金 500 万円超 1,000 万円以下の企業等で 4,282 人（19.1%）、そして 500 万円以下の企業への就職が 4,077 人（18.2%）で、全体の半数以上が 1 億円以下の企業へ就職しています。

就職先の企業等の従業員数については、従業員数 50 人未満の企業等に就職した者が 8,275 人（36.9%）と最も多く、これを含め 100 人未満の企業等への就職数が 10,356 人と全

体の約半数を占めています。

留学生の最終学歴については、大学卒業者が 10,196 人（45.5%）と半数近く、次いで大学院卒業者が 5,477 人（24.4%）の順となっており、両者で全体の約 70%を占めています。他に多かったのは、専修学校卒業者で 4,869 人（21.7%）となっています。

就職先企業等の所在地については、東京都 9,915 人（44.2%）と圧倒的に多く、大阪府 2,228 人（9.9%）、神奈川県 1,278 人（5.7%）と続きます。

## ◆総論

留学生が日本企業等へ就職する割合は年々増加し、5 年前と比較すると約 2 倍以上に増えています。そして、出入国管理法の改正により、来年 4 月から新しい在留資格が生まれ、今後ますます外国人の雇用市場は活発になることが予想されます。外国人労働者の受け入れを検討している企業は、制度改正の動向に注目することはもちろん、受け入れ後の管理体制の準備にも注意が必要です。

【法務省「平成 29 年における留学生の日本企業等への就職状況について」】

<http://www.moj.go.jp/content/001271107.pdf>

## 「つながらない権利」って？

勤務時間外のメール対応を考えよう

## ◆「つながらない権利」とは

「つながらない権利」をご存知でしょうか。労働者が、勤務時間外や休暇中に、仕事上のメール等への対応を拒否できる権利のことです。アメリカ・ニューヨーク市で現在、「勤務時間外のメール等への返信を労働者に強いることを禁じる」条例案が審議されています（日本経済新聞 10 月 29 日夕刊）。

◆先行する各国、各社の例

つながらない権利の法制化で先行したのがフランスです。2017年、従業員50人以上の企業を対象に、時間外のメールの扱いを労使で協議するよう義務づけました。またイタリアでも、2017年に成立したいわゆるスマートワーカー（働く時間・場所を特定しない労働者）を保護する法律において、つながらない権利を雇用契約に明記するよう義務づけています。

また、企業の独自の施策として、ジョンソン・エンド・ジョンソン（午後10時以降のメール禁止）や、ダイムラー（長期休暇中の社内メールを受信拒否・自動削除）の例が知られています。日本企業でも、三菱ふそうトラック・バス（ダイムラーの子会社）が、同様の措置をとっています。

◆「つながらない権利」で労使トラブル予防

日本では現状、法令などで「つながらない権利」が定義されているわけではありません。

とはいえ、使用者側が、明確な社内ルールや指示に基づき「つながる」ことを求めた場合や、過剰に「つながっている」状態を把握しながらも黙認していた場合などは、労働から離れることが保障されていない待機等の時間（いわゆる手待時間）として、労働時間とみなされるおそれがあります。後々、時間外労働分の割増賃金を請求されるリスクや、労災発生時に認定基準における労働時間としてカウントされるリスク等々がありますので、ある程度「つながらない権利」を意識することは、労使トラブル予防の観点から有効です。

◆4割以上の労働者が、勤務時間外も「つながっている」

実態として、勤務時間外や休暇中にメール・電話・LINE等で「つながる」ことは珍しくありません。調査によれば、43.9%の労働者が、「勤務時間外に電話・メール等で仕事関係の連絡をとる」ことが「よくある」「ときどきある」とのことです（労働政策研究・研修機構「裁量労働制等の労働時間制度に関する時間調査」（厚労省抽出分））。

現代は、テレワークをはじめとする多様な働き方の浸透や、ICT技術の普及により、昔より「つながる」機会が増えている時代といえます。「つながる」ことが良い結果を生む場合もあるでしょう。自社の実態を踏まえた「つながり方」を模索するべきではないでしょうか。

## 今月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>  
[労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）  
<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期>  
[郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]